



2009年8月27日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 クレハ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 岩 崎 隆 夫
コ ー ド 番 号 4 0 2 3 (東 証 ・ 大 証 第 一 部)
問 合 せ 先 広 報 ・ I R 部 長 古 谷 良 樹
(T E L 0 3 - 3 2 4 9 - 4 6 5 1)

**慢性腎不全用剤「クレメジン」の後発品「メルクメジン」に関する
特許権侵害訴訟について (続報)**

既に2007年2月14日に開示しましたとおり、当社は、当社製造の慢性腎不全用剤「クレメジン細粒」及び「クレメジンカプセル200」の後発品に関し、両医薬品の後発品として「メルクメジン細粒」及び「メルクメジンカプセル200 mg」(名称変更後の販売名は「球形吸着炭細粒『マイラン』」及び「球形吸着炭カプセル200 mg『マイラン』」)を製造・販売するマイラン製薬株式会社(旧メルク製薬株式会社)及び同後発品を販売する扶桑薬品工業株式会社に対して、当社の保有する特許権(特許第3835698号、発明の名称「経口投与用吸着剤、並びに腎疾患治療又は予防剤、及び肝疾患治療又は予防剤」)の侵害等を理由として、東京地方裁判所に特許権侵害訴訟を提起しておりましたが、この度、2009年8月27日、「メルクメジン細粒」及び「メルクメジンカプセル200 mg」が当社の保有する上記特許権を侵害するとの認定に基づき、当社の請求を大筋において認める判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 主な判決内容

- (1) 「メルクメジン細粒」及び「メルクメジンカプセル200 mg」の製造・販売等の差止め
- (2) マイラン製薬株式会社及び扶桑薬品工業株式会社の占有する「メルクメジン細粒」及び「メルクメジンカプセル200 mg」の廃棄
- (3) 損害賠償金860百万円の支払い

2. 今後について

当社は、知的財産権を極めて重要な資産の一つと位置付けており、当社の知的財産権が侵害されたと判断した場合には、知的財産権の保護および活用のために、今後も引き続き、毅然とした態度で臨んでいく所存です。

以上